

株主訴訟の原告適格と名義書換

土
田
亮

- 一 はじめに
- 二 株主名簿の効力
- 三 名義書換と株主訴訟の原告適格
- 四 株主総会決議取消・組織再編無効の訴えと名義書換
- 五 おわりに

一 はじめに

平成一七年に成立した会社法は、それまでの商法が、「株主」に株主総会決議取消訴訟や合併無効の訴えなどの提訴権を与えるとしていた規定を整備し、合併、会社分割、株式交換・株式移転（以下、これらの行為を総称して組織再編という）の無効の訴えについては、訴え提起の時点で組織再編の当事会社の株主である者のほか、組織再編の効力発生日において当事会社の株主であった者について、訴え提起の時点で株主であるかどうかにかかわらず提訴権を与えることとした（会社法八二八条二項七号ないし一二号）。

一方、株主が株主の地位にあることを会社に対抗するためには、名義書換を行って株主名簿にその氏名・名称を記載しなければならぬ（会社法一三〇条一項）。株主が会社に対して提起する会社法上の訴え（会社法八二八条以下に規定されている訴訟のうち株主に提訴権限が与えられているものを指す。以下、株主訴訟という）の場面において、同様に名義書換が提訴の——換言すれば原告適格の前提となるのか否かという点については、これまでそれほど目立った議論はなされてこなかったが、判例、学説ともに、漠然とではあるが、議決権の行使や剰余金の配当請求権の行使といった実体法上の株主権の行使の場面と同様に、株主名簿に記載されていることが原告適格を与える当然の前提であると考えてきたように思われる。会社法の下においても、株式交換について、効力発生日に株主であった者がその無効の訴えを提起するためには、効力発生日時点で株主名簿に記載されていなければならぬとする判決が出されている。

しかしながら、平成一七年改正前商法（以下、単に改正前商法という）、現行会社法のいずれにおいても、株券が発行されている場合には、株券を所持していれば第三者に対して株主の地位を対抗しうること（改正前商法二〇

六条一項、会社法一三〇条二項）、社債、株式等の振替に関する法律（以下、社債株式振替法という）による株式振替制度においては会社法一三〇条一項の適用が排除され、株主名簿の書換えがないままで少数株主権等の行使が認められること（社債株式振替法一五四条）、などに鑑みれば、株主訴訟の原告適格が株主名簿上の株主に限って認められるとの結論は、必ずしも自明であるとはいえないように思われる。

本稿では、株主名簿制度および株主訴訟制度の双方の視点から、株主訴訟における株主の原告適格と株主名簿への記載の関係を検討することとする。なかでもある程度の事案の集積がある株主総会決議取消訴訟、および会社法制定で新たな原告適格の類型が明文化された組織再編無効の訴えを中心に検討を行うこととしたい。

なお、以下では特に断らない限り、取締役会設置会社かつ監査役設置会社を念頭において議論を進める。

一 株主名簿の効力

1 株式の譲渡と名義書換

(1) 株式譲渡の手続

株式譲渡の効力の発生、およびその会社もしくは第三者への對抗の方法は、会社が、株券不発行（かつ株式振替制度不採用）会社、株券発行会社、株式振替制度採用会社のいずれであるかによって異なる。

会社法は株券不発行かつ株式振替制度不採用の会社を本則とし、株式は当事者の合意のみで譲渡しうることとし（たうえで（会社法一二七条）、株式の譲渡は、取得者の氏名、住所を株主名簿に記載しなければ、会社その他の第三者にこれを對抗することができないと定める（会社法一三〇条一項）。一方、株券発行会社については、株式の譲渡は当事者の合意に加えて株券の交付を要することとし（一一八条一項）、会社に対しては譲渡の對抗要件とし

て名義書換を要求するが（会社法一三〇条二項）、第三者に対しては株券の所持を以て譲渡の効力を対抗できるとする。株式振替制度採用会社については、振替株式の譲渡は譲受人の口座の振替株式数の増加がその効力発生要件であり（社債株式振替法一四〇条）、第三者への対抗については株券発行会社と同様に株主名簿への記載は不要とされる（社債株式振替法一六一条三項）。会社との関係では会社法一三〇条一項が適用されるが、振替株式について逐次株主名簿を書き換えることは困難であるため、基準日等における振替口座簿の記録事項を発行者に対して通知させ（総株主通知）、これに従って発行者が株主名簿の記載を改めることを原則とする（社債株式振替法一五一條）。ただし少数株主権等の行使については、振替口座簿の記録によって株主要件の充足を判断することとし、会社法一三〇条一項の適用を排除したうえで（社債株式振替法一五四条一項）、株主の申出によって振替機関が発行者に対して通知（個別株主通知）を行うことで株主の権利行使が可能となることとしている（同条二項以下）。

（2）名義書換の効力についての沿革

明治三三年商法は、記名株式の名義書換について、「株式ノ譲渡ハ取得者ノ氏名ヲ株券及ヒ株主名簿ニ記載スルニ非サレハ会社ニ対シテ其効ナシ」（明治三三年商法一八一條）と定めたが、明治三三年商法では、「記名株式ノ移転ハ取得者ノ氏名、住所ヲ株主名簿ニ記載シ且其氏名ヲ株券ニ記載スルニ非サレハ之ヲ以テ会社其他ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス」（明治三三年商法一五〇條）とされ、名義書換が会社および第三者に対する対抗要件であることが定められた。その後、昭和一三年商法改正で株券の裏書による株式譲渡が認められ、意思表示による譲渡については従来の規定がそのまま残され（昭和一三年改正商法二〇五条一項）、株券の裏書譲渡の場合には、第三者との関係では株券の所持と裏書の連続で権利者としての資格が認められ、株主名簿への記載は会社のみに対する対抗要件とされた（同二〇六条一項）。

昭和二五年商法改正で、株式の譲渡は裏書または譲渡証書添付のいずれかの方法によるべきこととされ、名義書換は常に会社に対する對抗要件としてのみ要求されることとなった。さらに昭和四一年商法改正で株式の譲渡が意思表示の合致と株券の交付のみで成立することとなり、名義書換は会社に対する関係で株主資格を認められる手続としての意味を持つのみとなった。³⁾

しかしながら、平成一六年六月に定款による株券不発行の定めが許容され（平成一六年法律第八八号による改正後の商法二二七条二項）、この場合には株主名簿への記載が第三者に対しても對抗要件とされた（同二〇六条ノ二）。現行会社法は株券不発行会社を本則とし、定款で定めを置く場合にのみ株券発行を許容することとしたほかは（会社法二二四条）、この平成一六年六月改正の規定を基本的に受け継いでいる。

一方、株式の振替制度については、昭和五九年に株券保管振替制度が設けられ、同制度を利用する株主については、証券会社等を通じて株券を保管振替機関に預託し（株券等の保管及び振替に関する法律「以下、株券保管振替法」といふ）一五条一項）、顧客口座簿に氏名および預託する株券の数を記載することとした（同条一項）。預託株券は混蔵寄託され（同法二三条）、各顧客は商法上は共有持分を有する実質株主とされて実質株主名簿に記載され、実質株主名簿の記載は株主名簿の記載と同一の効力を有することとされた（株券保管振替法三〇条ないし三三条）。同制度は平成二一年に廃止され、株式振替制度に移行した。

2 株主名簿の意義

(1) 株主名簿の作成

株式会社は株主名簿を作成し、株主の氏名又は名称及び住所、株主の有する株式数（種類株式の場合は種類及び数）、株式取得日、株券発行会社の場合には株券番号、を記載しなければならない（会社法一一二条）。た

だし、会社法は最新の株主名簿については備置きを要求しているもの（会社法一二五条一項）、それより前の段階での株主名簿の保存については特段の定めを置いておらず、直近より前の基準日現在の株主名簿や、たとえば合併の効力発生日現在の株主名簿を保存するかどうかについては、少なくとも法的には各会社の判断に委ねられている。

(2) 株主名簿の効力

株主名簿については、資格授与的効力、免責的効力、および確定的効力があると解されている。

(イ) 資格授与的効力

株主名簿に記載された者は、記載後は実質的権利を証明しなくても株主として会社に対して権利を行使できる。株券発行会社および株式振替制度採用会社においては、株券の所持、振替口座簿の記録により権利者としての推定（資格授与的効力）が認められ（会社法一二三条、社債株式振替法一四三条）、株券所持、振替口座簿の記録に基づいてなされた株主名簿の記載についても資格授与的効力が認められると解されている。⁴⁾

一方、株式振替制度を採用していない株券不発行会社においては、証券の所持（もしくは振替口座簿の記録）に基礎を置く資格授与的効力はみとめられないが、実質的権利を証明して株主名簿への記載を請求し、会社がこれに応じたものである以上、少なくとも会社との関係では、爾後、実質的権利の証明を行わなくても株主権の行使が認められることになる。⁵⁾

(ロ) 免責的効力

株券発行会社および株式振替制度採用会社においては、名義書換に際しての株券の呈示または総株主通知に権利推定効があることから、会社は、悪意・重過失なく名義書換請求に応じれば免責される（その後になされた真の権

利者からの名義書換請求を拒むことが出来る」とともに、株主名簿に記載された者に権利行使を行わせれば免責される（真の権利者からの権利行使の請求に応じる必要はない）と解されている（手形法四〇条三項参照）。一方、株式振替制度を採用していない株券不発行会社については、資格授与の効力に基づく名義書換がなされる訳ではないので、名義書換、その後の株主の権利行使のいづれについても免責的効力は生じないとする見解と、株券発行业社と同様に免責的効力が認められるとする見解がある。^⑥

（八）確定的効力

会社は、株主名簿に記載されていない者については、たとえ当該人物が株主であること（実質的権利者であること）を証明したとしても、これを株主として扱う必要はない（会社法一三〇条）。後述のように、当該人物を会社が自己の危険において株主として扱うことが許されるかどうかについては争いがある。

ただし、会社が名義書換が不当拒絶をした場合には、名義書換を請求した者は名義書換なしに会社に対して株主であることを主張できる。^⑦ 会社が過失により名義書換を懈怠した場合も同様であると解されている。^⑧ また、株主名簿が作成されていない会社においても、株主名簿への記載がなくても会社に対して株主であることを対抗できる。^⑨

（三）名義書換未了株主の権利行使

株主名簿には確定的効力が認められ、名義書換未了株主の権利行使を会社が拒みうることにについては異論はないが、会社から名義書換未了株主を株主として扱うことが許されるかどうかについては、これを認める立場（以下、対抗説という）と、これを認めずに会社は一律に株主名簿上の者のみに権利行使をさせなければならないとの立場（以下、画一説という）^⑩の対立がある。

過去には、そもそも株式の譲渡について、株式の譲受人は株券の交付によって名義書換請求権を取得するに過ぎ

ないであるとか、株券の譲渡で財産的権利が移転し名義書換により社員資格を取得するといった説明をする見解が示されていた。¹²⁾ これらの立場に立てば名義書換未了株主はそもそも株主としての地位に立つことはなく、会社がこの者を株主として扱うことは不可能であるし、名義書換未了株主に株主訴訟の原告適格が認められる余地もないが、現在では、對抗説、画一説とも、株式の譲渡は当事者の合意（株券発行会社では合意に加えて株券の交付、株式替制度採用会社では合意に加えて振替口座簿の記録の変更）によって当事者の間では株式の譲渡は有効に成立し、名義書換未了の間は、会社との関係で株主であることの主張が許されなくなるにすぎないと解している。¹³⁾

判例および現在の多数説である對抗説はその根拠として、会社法一三〇条一項が株式の取得を「對抗できない」としていること、株主名簿制度は集团的画一的処理の要請という、会社の便宜のための制度にすぎないから、会社が自らの危険で名義書換未了株主の権利行使を認容することは差し支えないとの点をあげる。¹⁴⁾ これに対して画一説は、母法であるドイツ法が会社による認容を認めていないこと、明治三三年商法が株式の譲渡について、名義書換がなされなければ「会社ニ対シテ其効ナシ」と規定していたことを根拠としてあげるとともに、對抗説に対して、会社は譲受人に対して名義書換が未了であることを主張する一方で、名簿上の株主である譲渡人に対しては株式を譲渡して実質的権利者でなくなったことを主張し、譲受人、譲渡人双方の権利行使を拒絶することが可能になる、会社からの認容を認めると、会社が恣意的に自らに都合の良い人物を株主として扱うおそれがあると批判を行う。¹⁵⁾ この画一説の批判に対して對抗説は、会社が名義書換未了株主の権利行使を拒絶した場合に名簿上の株主である譲渡人の権利行使を拒めるわけではないし、会社の恣意的な運用を認めるわけでもないとし、ドイツ法および明治三三年商法との関係についても、前者については、ドイツにおいてはかつて株主名簿の免責的効力が認められなかったところからの特異な発展を遂げたものであり、後者については株金の分割払込が認められなくなった現在では根拠を失っていると反論を行っている。

本稿では対抗説と画一説のいずれが妥当であるかの詳細な検討は行つことができないが、判例および多数説である対抗説に立つことを前提として議論を進めることとしたい。

三 名義書換と株主訴訟の原告適格

1 「確定的効力」の射程

一般論として、会社が名義書換未了株主の権利行使を拒みうるとの点については、判例・学説に異論はない。しかしながら、株主訴訟の原告適格の有無についても同様に名義書換が前提となるのか、それとも一定の場合には名義書換がなくとも原告適格が認められる余地があるのだろうか。

(1) 通説的見解

判例は、大審院時代から、法文上の株主とは名簿上の株主を意味するとしており、たとえ株主であることが確認されても名義書換がない限り株主であることを会社に対抗できないとしている¹⁷⁾。これは裏書による株式譲渡が認められ、株金の分割払込制度が廃止された昭和二五年商法改正後においても同様であり、下級審ではあるが、およそ会社に対して株主であることを主張するすべての場合について名義書換が必要であると裁判例があり¹⁸⁾、会社による名義書換の不当拒絶の場合や、会社が自己の危険で名義書換未了株主の権利行使を認めた場合を除けば、名義書換なしに行使しうる株主の権利・権限というものを正面から認めたものは見当たらない。学説も、このことはいわば当然のことであるとして、株主がその権利を行使する際には、(名義書換の不当拒絶といった特別な事情がある場合を除いては)例外なく名義書換が権利行使の前提であると解し¹⁹⁾、株主訴訟においても、たとえば、株主代表訴訟

の原告適格については、公開会社では六ヶ月以上の株式保有が要求されるが、この六ヶ月とは名義書換後六か月の意味であると解している。²⁰⁾ 株主総会決議取消訴訟についても、後記の各裁判例は、いずれも名義書換が原告適格の前提であるとしており、学説の大勢も、株主は株主総会決議取消の訴えを提起する六ヶ月以上に名義書換を行い、かつ訴え提起から口頭弁論終結時（もしくは判決確定時）まで名簿上の株主であることを要すると解している。²¹⁾ 新株発行無効の訴え、組織再編無効の訴えについては学説上特段の議論はされてこなかったが、これまでの裁判例はいずれも名義書換が必要であるとしている。

(2) 近時の有力説

一方、学説のなかには株主訴訟の場面において常に株主名簿への記載を原告適格の前提とする、判例および従来
の通説の見解に疑問を唱えるものもある。

そのひとつは、²²⁾ 株主総会決議取消訴訟の場面を念頭に置き、原告適格を名簿上の株主に限るとする判例・通説の見解を、実体法上の対抗力を訴訟法上の当事者適格に直接に結びつけていると批判する。この見解は、訴えの提起は訴訟行為であってその相手方は被告たる会社ではなく裁判所であること、²³⁾ 株主名簿の免責的効力の点でも、無権利者による訴えの提起・追行がなされたとしても会社の免責を論ずることに意味がなく、対抗説に立った場合に会社の態度により原告適格の有無が左右されることは、当事者適格が職権調査事項であることも調和しないことを指摘する。そして原告適格が株主名簿上の株主にのみ与えられることは自明ではないのであり、仮に株主訴訟の原告適格が株主名簿に記載された株主に限られるとの結論が妥当であるとしても、それは対抗要件の問題としてではなく、名義書換未了の株主が訴訟上の正当な当事者といえるかどうかという観点から検討されなければならないとする。そのうえで、法が株主総会決議取消訴訟の原告適格を法定する趣旨としては、
提訴権者の制限により決

議取消の可能性を減らして法律関係の安定を図る、訴えの利益を有する者を定める、真剣な訴訟追行が期待できる者に原告を限定する、との三つがあげられるが、そのいずれの観点からも、原告適格を株主名簿上の株主に限定する積極的な理由は見いだせないし、株主名簿制度が、大量処理・集団処理が要求される会社の便宜のために作られた技術的的制度であるのに対して、訴訟の場では株主の確定について大量処理・集団処理が要求されているわけではない、として、株主名簿の記載のみを唯一絶対の資料として、株主であるかどうかを判断しなければならない理由はないとする。

もう一つの見解²⁵は、現行会社法における会社の組織に関する訴え（会社法八二八条）について、条文の構造上、株主であることは原告適格の問題として整理されており、株主権としての訴えの提起権という整理となっていないと解すべきであること、訴えの提起は会社に対して一定の行為を要求するものではなく裁判所に対して裁判を求めらるものであって、会社に対する権利行使と位置づけることは不自然であること、組織再編無効の訴えにおいては効力発生日に株主であった者にも原告適格が与えられていること、を指摘して、会社法下で会社の組織に関する訴えの原告適格を株主の権利と位置づけることが適切であることは必ずしも自明であるとはいえないとする。またこの見解も第一の見解と同様に、株主名簿制度が集团的・画一的処理を可能にするための会社の事務処理の便宜のための制度である一方で、株主訴訟の場面では事務処理の便宜や画一的処理の要請は問題とならないこと、株主訴訟の場面では株主名簿の免責的効力が問題とならないこと、原告適格を限定する趣旨は利害関係の薄い者による濫訴の防止の趣旨であり、組織再編の条件等で株主が不利益を受ける場合には名義書換の有無は無関係であること、文言上、提訴権者が名簿上の株主に限定されていないこと、を指摘する。さらには、対抗説に立てば、会社は自己の危険で名義書換未了株主を株主として扱うことが許されるが、その場合には被告会社の態度によって原告適格の有無が定まることになり、原告適格を法定した趣旨が没却されることを指摘して、判例・通説の見解を批判する。

2 裁判例

(1) 裁判例の紹介

名義書換未了株主によって株主訴訟が提起された事案の数は多くない。その過半は株主総会決議取消訴訟の事案であるが、新株発行無効の訴え、および組織再編無効の訴え（株式交換無効の訴え）の事案も存在する。

【事案】大阪地裁昭和三五年五月一九日判決下民集一一卷五号一一三二頁

取締役A、Cの三名のうち、取締役会の招集権限を有しないB、Cの二名によって取締役会が開催されて株主総会の招集とBの代表取締役選任が決定され、その後Bが招集した株主総会で、B、C、およびDが取締役に選任されたため、不再任となったA（名義書換未了株主であった）が、Bらの取締役選任決議の不存在確認および取消を求めた事案。判旨は、無効な取締役会決議に基づいて、代表権のない取締役が招集した株主総会の決議については取消事由がある²⁶といたうえで、特に理由を示すことなく、株主が株主総会決議取消を求めるためには、訴えの提起時に株主名簿上の株主であることを要すると解すべきであるとして、原告の訴えを棄却した。

【事案】名古屋高裁昭和三五年七月一五日判決高民集一三卷四号四三頁

原告は、被告会社の取締役として、昭和三〇年七月二〇日開催の株主総会決議の取消の訴えを提起したが、同年一〇月一四日開催の臨時株主総会で取締役を解任された。一方、原告は被告会社の株式を取得し、同年八月一日付で株券台帳に原告名義の記載がなされていた（被告会社の株主名簿に原告が記載されていたか否かについては、被告会社は特段の主張をしていなかったようである）。判旨は、提訴時に株主としての原告適格を有していなかったとしても、決議の日から三ヶ月以内に株主たる地位を取得すれば当事者適格は追完される、仮に原告の名義が株主名簿に記載されていなかったとしても、これは会社が正当の理由なく名義書換を遅滞していたためであり、会社は株主名簿に記載がないことを以て株主の地位を否認できない、と判示して原告の当事者適格を肯定した。ただし

結論としては原告の訴えを裁量棄却した原審を支持している。

【事案】 東京地裁昭和四六年八月一六日判決判例時報六四九号八二頁

原告株主が株主権の確認及び名義書換を求める訴えを提起し、認諾調書が作成されたが、名義書換がなされる前に、別訴として株主総会決議取消訴訟を提起した事案。判旨は、認諾調書が作成された場合には、名義書換の訴えは特段の事情がない限り名義書換請求と同視でき、かつ認諾によって原告が権利者であることおよび被告会社に名義書換義務のあることが確定されているから、株主は名義書換がなくても当事者適格が肯定されるとした。

【事案】 東京地裁昭和六三年一月二八日判決判例時報二二六九号一四四頁

架空名義で株式を引き受けた原告が株主総会決議取消の訴えを提起したところ、被告会社は原告の氏名・住所が株主名簿に記載されていないので、被告会社に対して株主であることを対抗できないと主張して訴えの却下を求めた。判旨は、「記名株式の移転は……取得者の氏名及び住所を株主名簿に記載しなければ、これをもって会社に対抗することができない」と判示したうえで、株主名簿に株主の氏名および住所を記載すべきものとされているのは、「その記載から株主が誰であるかを明らかにするためであり、株主名簿が多数のしかも絶えず変動する記名株主の権利行使を認め又は促すために作成を義務付けられているものであること……に鑑みると、……ここにいう『氏名』とは、本名、すなわち、日本国籍を有する者にあつては原則として戸籍上の氏名をいうものと解すべきであり、その例外として、株主が……これと異なる氏名を長期間にわたり一般的に使用し、その結果、社会生活上、それが当該株主の氏名として一般的に通用している場合に限り、その氏名（通称）をもここにいう氏名に当たるものと解すべきである」と述べて、原告の訴えを却下した。

【事案】 (一)事案 【の控訴審】 東京高裁昭和六三年六月二八日判決資料版商事法務五二号五四頁

原審判決の理由付けをほぼそのまま引用して株主の控訴を棄却したが、「……本件において控訴人（原告）筆者

注) が被控訴人(被告)同)の株主に当たるかどうかは……訴訟法上本件訴訟の当事者適格を有するかどうかの問題であり、その観点から実体関係をも考慮して判断すべき問題であって、専ら実体的問題としてのみ考えるべきものではない」との判示を付加したうえで、当事者適格は「当事者が株主であることが実体上のみならず訴訟上もまた一義的・客観的に明らかであるかどうかによって判断すべきもの」であり、株主名簿記載の氏名が原則として戸籍名であることを要するとした。

【事案】 東京地裁平成二年二月二七日判決金融・商事判例八五五号二二頁

原告は、昭和六三年五月に株式を譲り受けて同年七月に譲渡承認の手続を行ったが(定款には譲渡制限の定めはなかった)、会社はこれに回答せず、同年一二月に新株発行を行った。原告はこの新株発行の無効を求めて訴えを提起したが、訴訟中に書証として株券を提出するまで、被告会社に対して株券を呈示して名義書換の請求をしたことはなかった。判旨は、「仮に原告において……本件株式の譲渡を受けていたとしても、商法二〇六条一項により、原告は、被告に対し、本件株式の取得を對抗することができないから、株主として適法に本件訴えを適法に提起・遂行することはできない」と判示して訴えを却下した。

【事案】 名古屋地裁一宮支部平成二〇年三月二六日判決金融・商事判例一二九七号七五頁

本事案は唯一の会社法下の事案であり、提訴権者に関する規定が整備された株式交換に関するものである。

証券会社名義で Y_1 株式を実質的に保有している X が、発行会社である Y_1 と Y_1 を完全子会社化するために A 社により設立された Y_2 (Y_1 の株式の九六・六二%を保有)を相手取って略式株式交換無効の訴えを提起した。 X は株式交換の効力発生日までに Y_1 の株主名簿に記載されたことはなく、 Y_1 に対して名義書換を請求したこともなかった。 Y_1 、 Y_2 は X が株主名簿に記載されていないことから原告適格を否定して訴え却下を求めたが、 X は本件の略式株式交換は略式手続を認められるべきものではなく、仮に通常の株式交換手続において株主総会で株式交換契約の承認がな

された場合には、当該承認決議には決議無効原因が存するので、株主名簿の記載とは無関係に原告適格は肯定されるべきであると主張した。

判旨は、「会社法八二八条二項一一号は、株式交換無効の訴えの提訴権者を、『当該行為の効力が生じた日において株式交換契約をした会社の株主等……』に限定しているところ、株式の譲渡は、その株式を取得した者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければ、株式会社その他の第三者に対抗することができないのであるから（会社法一三〇条一項）、実質的な株主であっても株主名簿の書換えを行っていないならば、株主たることを会社に対抗することができず、株主としての原告適格を認めることもできない」と判示したうえで、「原告適格が認められるためには法律上の利害関係を有する必要があるところ、株主であることを法律上の利害関係として主張する場合には、株主名簿の名義書換を行って株主たる地位を会社に対抗できることが必要とな……」り「会社法八二八条二項一一号は、略式株式交換の場合について特段の規定を設けておらず、略式株式交換の場合に広く原告適格を認めることを予定していると解すべき根拠も見当たらない」とした。また、「会社法一三〇条一項は對抗要件を定めたものであるから、会社が名義書換未了株主を株主として認めて、他人の権利行使を容認することは差し支えないが……会社がその者が実質的株主であることを認識しているからといって、その者を株主として扱わなければならない義務を負うわけではない……。もっとも、会社が従前、当該名義書換未了株主を株主として認め、権利行使を容認してきたなどの特段の事情が認められる場合には、訴訟において会社が名義書換の欠缺を指摘して株主たる地位を争うことが、信義則（禁反言）に反して許されないと判断されることがあり得る……」が、本件にはそのような事情はないとしてXの訴えを却下した。

(2) 裁判例の分析

上記の裁判例は【事案 1】【事案 2】を除けば、名義書換を原告適格の当然の前提とし、その理由付けについては言及がない。また、【事案 3】は、原告の当事者適格を否定しておきながら原告の請求を「棄却」しており、名義書換未了株主の会社に対する権利行使の可否と原告適格の有無を適切に峻別できていないのではないかと疑念も湧く。これらの点からは、上記裁判例の多くは、名義書換未了株主がその地位を会社に対して對抗し得るかどうかということ、株主訴訟の原告適格を与えるべきかどうかということの関係について無自覚であったということがうかがわれるように思われる。一方、たしかに【事案 4】は実体法上の對抗要件と原告適格という訴訟要件をかなり意識的に区別しており、また【事案 5】も、法律上の利害関係の存在が原告適格の前提となる旨を判示しており、訴訟要件の有無が紛争の中心であるということについてある程度意識されてはいるということはある。しかしながら実体法上会社に対して権利を行使し得ないことと原告適格が与えられないこととの間にどのような関係性があるかということについての判示はなされておらず、この点の検討としては不十分なものであったといわざるを得ない。

なお、【事案 6】については、会社法制定によって対価が柔軟化されてスクイーズ・アウトされる株主の存在が一般的なものとなっている点を考慮することなく、他の事案と同様に名義書換を原告適格の前提としている。判旨の見解に従えば、スクイーズ・アウトされた名義書換未了株主はもはや組織再編の効力を争う手段を全く持たないことになってしまっているのであり(名義書換を行って組織再編無効の訴えを提起することはできない)、この点でも判旨の結論の妥当性については検討が必要である²⁷⁾。

3 検討

株主訴訟において、名義書換未了株主に原告適格が与えられるべきであるかどうかということについては、少なくとも一般論としては、およそすべての株主訴訟について、名義書換が原告適格の前提となるということ、自明と考えることはできないように思われる。近時の有力説が述べるように、株主の地位を会社に対抗できるかどうかという問題と、株主として原告適格を有するかどうかは、自動的に直結する問題ではないからである。すなわち、株主としての地位を会社に対抗できない場合には、本来であれば権利の行使が否定されて原告の訴えは棄却されることになるはずであって、直ちに原告適格が否定されて訴えが却下されることにはならないはずである。²⁸⁾有力説が指摘するとおり、なぜ名義書換未了株主が会社に対して株主としての地位を対抗できないことを以て、原告適格が否定されるのかについての説明は必要とならう。

それでは、ひとまず抽象論のレベルで、会社に対してその地位を対抗できず、権利を行使できない名義書換未了株主を正当な訴訟当事者として認めて、原告適格を付与することが妥当とされる余地があるのであるつか。

ここで株主名簿の意義に立ち戻ってみると、株主名簿制度は、会社の事務処理の便宜に資するための技術的な制度であって、株主名簿の確定的効力は、株主名簿に記載のない者の権利行使を拒むことを会社に許すことで、名簿上の株主の権利行使について免責的効力の付与と相まって、会社を実質的権利者の探知という負担から解放するという役割を有する。同時に、株主に対しては、名義書換を行わなければ権利行使を認めないことで名義書換を行うインセンティブも与えている。

このような株主名簿の技術的な性質に鑑みれば、名義書換未了株主による権利行使の制限は、会社の事務処理の便宜が十分に図られ、かつ株主が名義書換を行うインセンティブが実現される範囲で認められれば足りるといえるのではないだろうか。

現に判例および学説は、会社が名義書換を不当に拒絶した場合には、名義書換がなくても株主の地位を会社に対抗することを認め、さらには会社が過失により名義書換を遅滞した場合についても同様の結論をとっている²⁹⁾。判例および学説がこのような結論を是認するのは、株主名簿制度が会社の事務処理上の便宜のためのものであることを前提として、株主が名義書換請求手続を誠実に履行する一方で、会社が名義書換手続を懈怠している場合にまで、会社の事務処理の便宜を考慮する必要はないとの実質的な衡量に基づくものである。逆に、不当拒絶にあたらぬ場合に名義書換未了株主の権利行使の拒絶が正当化される背後には、株主が名義書換を懈怠した状態であれば、会社の便宜が優先されるべきであるし、株主が受ける不利益は、名義書換さえ行えば解消されるものであって、さほど重大なものではない、との実質的な衡量があると考えられる。要は、会社の事務処理の便宜と株主の権利行使の機会確保のバランスの上に、現在の会社法一三〇条一項が存在しているということができよう。

それでは、具体的な株主訴訟の場面において、原告適格を株主名簿に記載のある株主に限定することが会社の事務手続上の便宜に資するのであろうか。この点については、株主に名義書換を行うインセンティブを与え、現実の株主と株主名簿の記載の乖離を少なくするという点に唯一の会社の便宜があり、それ以外の点では会社の事務手続上の便宜には資するものではないと考える。

第一に、株主訴訟においては原告となる株主の資格のみが問題になるのであって、集团的・画一的処理の要請は働かないし、実質的権利の証明の負担は原告株主側が負うから、原告適格を名簿上の株主に限定する場合に比して、必ずしも会社の負担が増大するわけでもない³¹⁾。

また、【事案】「およびその控訴審である【事案】では仮名による名義書換の効力が問題とされ、判決はいずれも株主名簿に記載する氏名は原則として戸籍名であるとして、原告の当事者適格を否定したが、学説はこれに反対し、株主が当該名称を使用して名義書換を行ったことを立証した場合には、その地位を会社に対抗することがで

きるとして⁽³³⁾いる。仮に学説のように株主名簿に記載された名義と自己の同一性を立証して権利を行使することを認めるのであれば、株主が実質的権利を証明して権利を行使することを認めても差し支えないのではないか。殊に、株主が実在する他人名義で名義書換を行ったケースでは、借用名義であることの立証と、譲渡があったことの立証は、その内容に大きな差異はないように思われる。たしかに両者には免責的効力との関係で違いがあるが（仮名による名義書換の場合には、株主名簿記載の氏名との自己の同一性を証明した者を株主として扱えば、株主名簿の記載に従った取扱を行ったとして、会社は免責されると解しうるが、名義書換未了株主の場合には会社は免責されない）、前述のように、そもそも会社訴訟の場面では会社の免責は問題とならないのであるから、⁽³⁴⁾実質的には、仮名による名義書換の場合に株主に原告適格を認めると、名義書換未了株主に原告適格を与えることとの間に、会社の事務の便宜という点で重大な差異が生じるとは思われない。

一方、実質的権利の証明によって原告適格を認めるとの弊害として、無権利者が株主訴訟を提起し、何らかの事情で実質的権利があると判断されて請求が認容される可能性のあることが懸念されるかもしれない。しかし、原告適格を株主名簿上の株主に限定したとしても、無権利者からの名義書換請求に会社が応じ、その後当該人物が株主訴訟を提起することは十分に起こりうるはずであって、この点も名義書換未了株主の原告適格を一律に否定すべき十分な理由とはならない。

これに対して上記の【事案】は、株主としての地位にあることが一義的・客観的に明らかであることが必要であるから名義書換を原告適格の前提とすることが正当であるとす。しかし、仮に裁判所に対して株主であることが一義的・客観的に明らかであることが必要であるとの趣旨と解するならば、株主名簿は株主の実質権利を証明するものではなく、株券発行会社、振替制度採用会社においても資格授与的効力が認められるにすぎず、株券不発行かつ振替制度不採用の会社においては、その資格授与的効力すらないのであるから、株主名簿の記載によって株主

の地位にあるか否かが、裁判所に対して一義的・客観的に明らかにすることはないはずである。

もちろん、原告が株主としての権利を行使することが全く認められない場合にまで、法文に「株主」とされていることを以て、名義書換未了株主に原告適格を与え、会社に応訴の負担を強いることが妥当とされるわけではない。その点で、提訴に当たっては会社との間に法律上の利害関係があることが必要であると判示した【事案】判決にも一定の合理性はある。株主代表訴訟や役員解任の訴えなどの場面を考えてみれば、実体法上権利行使が行えない名義書換未了株主にまで原告適格を与える必要がないということとはできよう。しかしながら、すべての株主訴訟が、株主による会社に対する実体法上の権利行使を前提としたものであるとはいえない。たとえば組織再編無効の訴えを含む会社の組織に関する訴えは、株主が会社に対して具体的な作為・不作為を求めるものではないし、株主総会決議取消の訴えについても、後に検討するように、必ずしも株主が実体法上の権利行使を行うとは言い切れない側面もあるのであって、すべての株主訴訟について一律に、名義書換による「法律上の利害関係」が原告適格の前提となっているということはできないであろう。これは、株主総会決議無効確認・不存在確認の訴えにおいては原告適格に限定がなく、名義書換前の株主であっても法律上の利害関係が生じうること見ても明らかであるように思われる。⁵⁶⁾

以上からすると、会社訴訟において、あらゆる場面で株主名簿に記載された株主にのみ原告適格を限定しなければならぬ強固な理由は存在しないと思われる。そうであれば、有力説が述べるように、名義書換未了株主を正当な当事者として認めうる場合、すなわち当該訴訟に利害関係を有し、かつ原告適格が与えられなければならないが生じる場合には、株主名簿制度の意義を損なわない範囲で、名義書換なしに株主に原告適格を認める余地もあるのではないだろうか。⁵⁷⁾

四 株主総会決議取消・組織再編無効の訴えと名義書換

1 株主総会決議取消訴訟

前述のように、株主総会決議取消訴訟に関しては、従来の裁判例は、不当拒絶の場合を除き、いずれも名義書換未了株主に原告適格を認めることについて消極的である。学説もその大勢は、各裁判例の結論を妥当であるとしているが、有力説は、株主総会決議取消訴訟の性質から、必ずしも原告適格を株主名簿上の株主に限定する必要はないとする⁽³⁸⁾。

株主総会決議取消訴訟は、株主が有する決議取消権という公益権を裁判上行使するとの性質を有している⁽⁴⁰⁾。この点を強調すると、名義書換未了株主は会社法一三〇条一項によって実体権である取消権を会社に対抗し得ないことから、株主総会決議取消訴訟の原告適格は、取消権を対抗しうる株主、すなわち株主名簿に記載された株主に限られるとの結論が導かれる⁽³⁸⁾。

これに対して有力説は、決議無効確認の訴えにおいては提訴権者に限定がないことを指摘し、決議取消訴訟において取消権が観念されるのは、法的安定性確保のために提訴を制限したことの反射的な効果にすぎないから、その実体法上の権利性を重視すべきではないとする。そのうえで、株主が主張適格者とされたことには法理論的な必然性がないのであり、株主名簿制度が設けられた意義からの実質的な衡量に基づいて、原告適格は株主名簿上の株主に限る理由はないと主張する⁽⁴¹⁾。

両者の見解は株主総会決議取消訴訟の制度趣旨からみて、どちらも成り立ち得るといえるが、以下の三点の理由から、決議取消の訴えについては、名義書換未了株主に原告適格を与える必要はないものと考える。

第一に、株主は他の株主に対する手続的瑕疵についても決議取消訴訟の訴えを起こしうるとされていること、株主総会後の株式取得者についても（名義書換を行えば）原告適格が認められることから明らかなように、決議取消訴訟は、単なる自らの不利益に対する救済手段ではなく、株主総会の公正な運営を担保するための監督権限としての性質が強い。株主が自らの直接の利害とは無関係であっても、会社の運営の適正を確保するために権限を行使することが許されるのは、当該株主が会社との関係で経営に参与することを認められるからであるから、会社に対してその地位を対抗し得ない場合には、このような権限の行使を認めるべきではない。

第二に、決議取消事由のうち、招集手続および決議方法の法令・定款違反については、手続的な瑕疵である以上、当該手続に参加しうる者にはのみ是正の機会を与えればよいし、決議内容の定款違反についても、会社の内部的な合意に対する違反であるから、内部的合意が遵守されることによる利益を会社に対して主張しうる者にのみ、これを争わせれば足りる。

第三に、株主は提訴期間内に名義書換を行えば訴えを提起しうるのであって、名義書換に対するインセンティブの確保という会社の利益を上回る不利益が名義書換未了株主に生じるとは考えにくい。

以上のように、株主総会決議取消訴訟の監督権の性質および内部的な紛争解決防止制度であるという性質に鑑みれば、原告適格を株主名簿上の株主に限定することには十分に理由があると考えられる。また、名義書換未了株主に株主総会決議取消訴訟の原告適格を認める利益は、そのことによつて名義書換に対するインセンティブが失われることを上回るほどのものではないと考えられる。

2 組織再編無効の訴え

組織再編無効の訴えに関しては、合併、会社分割、株式交換・株式移転のいずれについても、訴え提起の時点で

株主である者（以下、新株主という）に加えて、組織再編の効力発生の時点で当事会社の株主であった者（以下、当事会社株主という）に原告適格が与えられている（会社法八二八条二項七号ないし一二号）。

このうち、新株主については、その経営監督機能に期待して原告適格が与えられたものであるとの説明が立案担当者からなされている。⁴²⁾ この場合、新株主は組織再編行為によってその地位に影響を受けた者でなくてもよい（組織再編行為後に株式を取得した者でもよい）のであり、利益状況は基本的に株主総会決議取消訴訟の場合と変わらないと考えてよい。よって、組織再編行為後に株式を取得したが名義書換未了の新株主には原告適格を与える必要はない。

一方、当事会社株主については、名義書換未了株主であっても組織再編無効の訴えの原告適格が認められるべきである。

その理由の第一は、当事会社株主に提訴資格が認められた趣旨として、「自己の保有株式について、合併による権利関係の変動の影響を直接に受けた者であるから……自己の固有の利益として、合併の瑕疵を主張する利益を有する」との説明がなされており、株主総会決議取消訴訟や、新株主の資格で組織再編無効の訴えを提起する場合とは提訴権限が与えられた根拠が異なっているという点である。すなわち、新株主はもっぱら監督の一環として提訴権を有するのに対し、当事会社株主は、組織再編の結果として自らが被った不利益の救済を求める手段として提訴権を与えられているのであり、監督権限の行使の前提としての名義書換の必要性という要素は存在していない。

第二に、株主総会決議取消訴訟や新株主による組織再編無効の訴えの提起の場合とは異なり、名義書換を行わねえれば原告適格が得られるというわけではない。株式買取請求権が行使された場合はもちろん、対価が柔軟化された現行会社法においては、消滅会社、株式交換・株式移転の完全子会社株主は、効力発生にもなつて当該会社の株主の地位を失うとともに、存続会社、新設会社または完全親会社の株主の地位にもつかない場合があるのであ

り、当会社株主としての提訴資格が得られなければ、組織再編の効力を争う手段を失うことになる⁴⁴。これまでの検討のように、会社訴訟においては名義書換を原告適格の前提とすることによって会社の便宜が図られるわけではない一方で、当会社株主に重大な不利益が生じることになる⁴⁵。

第三に、そもそも株主名簿制度は、現在の株主を把握するものであり、過去のある時点で株主であった者を把握するものではない。株主名簿については、最新の株主名簿の備置き・閲覧に関する規定は存在するが（会社法二二五条）、過去のある時点（たとえば基準日現在）の株主名簿の保管については規定がなく、合併や株式交換・株式移転においても、消滅会社や完全子会社の株主名簿の保管、引継ぎに関する規定は置かれていない。たまたま被告適格を有する会社が効力発生日現在の株主名簿を保管していれば別段、そうでない場合は、会社は⁴⁶どのようにして提訴株主が名簿上の株主であったかどうかを判断するのであるうか。存在するかどうかが不確実な書類の記載に確定的効力を認めて、過去のある時点で株主の地位にあったことの主張を認めないとの効果が生じること、現行の株主名簿制度が想定しているとは思われない。

組織再編無効の訴えの提訴資格は、会社法制定時に大きく変化したが、当会社株主に原告適格を与えることの意味、影響が、立法の段階で十分に検討されたとはいえないように思われる。無論、当会社株主に原告適格を与えるべきであるとの解釈論は改正前商法の時代から盛んになされてきたが、このときには対価は柔軟化されておらず、当会社株主がスクイーズ・アウトされる事態は基本的に想定されていなかったたのであり、スクイーズ・アウトされた株主について、過去の株主名簿の記載を基準として組織再編無効の訴えの原告適格の有無を決定することの妥当性について、これまで十分な検討がなされてきたとはいえない。当会社株主に提訴資格が与えられた趣旨、名義書換未了株主の救済、会社の事務手続上の便宜のいずれの点からしても、当会社株主については、名義書換未了であっても提訴資格が肯定され、原告適格が与えられるべきであると考ええる。

五 おわりに

会社法の制定と株式振替制度の導入によって、株式の譲渡とその会社、第三者に対する対抗の方法は様変わりし、株主名簿の意義についても相当の変容が生じたことは確かであろう。

一方、会社訴訟についても、提訴権者の規定を中心とした規定の整備がなされるとともに、従来はそれぞれ個別の規定であった、設立無効、資本減少無効、新株発行無効、新株予約権発行無効、組織変更および組織再編の無効といった制度が、「会社の組織に関する訴え」というひとつのカテゴリーとして規定されることとなり、会社訴訟における株主の提訴権（原告適格）について、現在の規定の下での再確認・再検討が必要とされているように思われる。

本稿ではその端緒として、株主総会決議取消の訴えと組織再編無効の訴えにおける名義書換未了株主の取扱について検討を行い、名義書換は原告適格の有無を決定する理論的前提ではないこと、少なくとも組織再編無効の訴えについては、従来の学説が当然視してきた結論が必ずしも妥当でないこと、を結論として得た。必ずしも十分な検討を行えたわけではないし、他の会社訴訟については検討を行うこともできていないこと、および近時話題となっている間接保有株主の権利行使との関係について検討が及んでいない点については、他日を期すこととし、ご海容を願う次第である。

註

- (1) 株主名簿をはじめとする会社法上の帳簿、書類の多くは、書面での作成のほかに電磁的記録による作成も許容される。株主名簿についても電磁的な方法による記録も許容されているが(会社法二二一条柱書参照)、煩雑さを避けるため、本稿では単に「記載」と表記する。
- (2) 高橋康文「尾崎輝宏」逐条解説 新社債、株式等振替法(平成一八年、金融財政事情研究会) 三四〇頁。
- (3) 以上の沿革については、上柳克郎「鴻常夫」竹内昭夫編『新版注釈会社法(3)』「松岡誠之助」(昭和六一年、有斐閣) 一五五頁以下。
- (4) ただし、振替株主による少数株主権等の行使については、株主名簿記載後であっても個別株主通知がなければ権利行使ができない(社債株式振替法一五四条三項ないし五項)。
- (5) 振替制度を採用していない株券不発行会社においては、証券の所持、または振替口座簿の記録による資格授与的効力が存在しないことから、株主は第三者に対しては常に自らが実質的権利者であることを証明しなくてはならない。このため、株主は会社に対して株主名簿記載事項の証明書の交付を請求することができることとされている(会社法一二二条、社債株式振替法一六一一条一項、二七七条)。
- (6) 免責的効力を否定するものとして、江頭憲治郎『株式会社法(第三版)』(平成二二年、有斐閣)二〇一頁、弥永真生『リーガルマインド会社法(第二版)』(平成二二年、有斐閣)八五頁。ただし、会社が株主に対して行う通知については株主名簿記載の株主へ通知を発すれば足りる(会社法二二六条一項、二項、五項)。免責的効力を認める見解として、龍田節『会社法大要』(平成一九年、有斐閣)二四二頁、前田庸『会社法入門(第二版)』(平成二二年、有斐閣)二六一頁、大隅健一郎「今井宏」小林量『新会社法概説(第二版)』(平成二二年、有斐閣)一二五頁。
- (7) 大審院昭和三年七月六日判決民集七卷五四六頁。
- (8) 最高裁昭和四一年七月二八日判決民集二〇卷六号二二五二頁。
- (9) 静岡地裁平成八年二月二九日決定判例タイムズ九二二号三三二頁(ただし旧有限会社の事例)。
- (10) 判例は一貫して對抗説の立場をとる。最高裁昭和三〇年一〇月二〇日判決民集九卷一十一号一六五七頁。

- (11) 境一郎「名義書換前の株式譲受人の地位」京都大学商法研究会『商事法の研究』〔大隅先生還暦記念〕(昭和四三年、有斐閣)七八頁以下。
- (12) 菅原菊志「株主名簿名義書換の効力 名義書換前の譲渡人と譲受人の地位」鈴木竹雄編集代表『商法学論集』〔小町谷先生古希記念〕(昭和三九年、有斐閣)四一頁以下。
- (13) 上柳ほか・前掲注(3)一三三頁、一六九頁以下〔松岡〕。
- (14) 江頭・前掲注(6)二〇三頁、龍田・前掲注(6)二四三頁、弥永・前掲注(6)八五頁以下。
- (15) 大隅ほか・前掲注(6)一二六頁以下。
- (16) 大審院明治四〇年五月二〇日判決民録一三輯五七一頁。
- (17) 大審院明治四一年四月一四日判決民録一四輯四四四頁。
- (18) 大阪高裁昭和四一年八月八日判決下民集一七卷七・八号六四七頁。
- (19) 竹内昭夫「株式の名義書換」同『会社法の理論』(昭和五九年、有斐閣)二〇六頁、江頭憲治郎「株式の名義書換」鈴木竹雄「大隅健一郎『会社法演習』(昭和五八年、有斐閣)九八頁等。
- (20) 上柳克郎「鴻常夫」竹内昭夫『新版注釈会社法(6)』〔北沢正啓〕(昭和六二年、有斐閣)三六六頁。
- (21) 出口正義「判批」判例評論三五六号(判例時報二二八二号)五〇頁、上柳克郎「鴻常夫」竹内昭夫『新版新注釈会社法(5)』〔岩原紳作〕(昭和六一年、有斐閣)三三八頁。なお、真鍋美穂子「株主総会決議不存在・無効確認の訴え」江頭憲治郎「門口正人編集代表『会社法大系4』(平成二〇年、青林書院)三〇九頁以下は、株主総会決議無効確認・不存在確認の訴えにおいても、名義書換未了株主は訴えの利益を有せず、これらの訴えを提起・追行できないとしている。一方、弥永真生「会社の組織に関する訴えと株主の原告適格」慶應法学一―号二〇四頁以下は、株主総会決議無効確認の訴えにおいては、名義書換の有無は訴えの利益を左右しないことを前提とする。
- (22) 三木浩一「株主名簿に仮名で登録されている株主の株主総会決議取消訴訟における当事者適格 丸井事件判決を通じて」判例タイムズ六九六号三〇、三三頁。
- (23) 当時は株券発行会社が原則であったため、株主名簿の記載はもっぱら会社との関係で問題なるのみであった。

- (24) 岩原紳作「株主総会決議を争う訴訟の構造（九・完）」法学協会雑誌九七巻八号一七頁。
- (25) 弥永・前掲注（21）一九一、二〇一頁以下。
- (26) 学説は決議不存在事由と解するのが一般的である。
- (27) 弥永・前掲注（21）は本判決に疑問を呈する。一方、周剣龍「判批」金融・商事判例一三二五号二〇頁は、本件判旨について、現行法の下では判断自体は妥当であるとするが、間接保有の増加という状況に対応できるように、会社法一三〇条一項適用の柔軟化を提案する。
- (28) 三木・前掲注（22）三一頁。なお、株主訴訟とは事案が異なるが、他人名義で引き受けた株式について、名義貸与者の白紙譲渡証書と株券を発行会社に寄託していた人物が、株主権の確認、株券引渡および名義書換を求めた事案において、「株主として会社に対抗するための要件並びに株式の名義書換のための要件事実はいずれもいわゆる訴訟要件事実に該当せず、実体法上の要件事実を構成するものと解される」と判示して被告会社の本案前の抗弁をしりぞけているものがある。大阪地裁昭和三九年三月一日判決判例タイムズ一六六号二〇三頁。
- (29) 最高裁昭和四二年九月二八日判決民集二一巻四号一九七〇頁。
- (30) 最高裁昭和四一年七月二八日判決民集二六巻六号二二五一頁。
- (31) 同旨、三木・前掲注（21）三三三頁、弥永・前掲注（21）二〇四頁。
- (32) 出口・前掲注（21）四九頁、三木・前掲注（22）二六頁以下、松井一郎「判批」金融・商事判例八三二号五〇頁。
- (33) 松井・前掲注（32）五一頁。
- (34) 三木・前掲注（22）二七頁。
- (35) 三木・前掲注（22）三三三頁、弥永・前掲注（21）二〇四頁。
- (36) 三木・前掲注（22）三三三頁。株主総会決議無効確認の訴えは何人からも訴えの利益がある限り提起可能であり、株主は決議内容に拘束されるが故に訴えの利益を有するとされる。上柳ほか・前掲注（21）。「新版注釈会社法（5）」「小島孝」三九〇頁。決議に拘束される点は名義書換の前後で変わらないから、名義書換未了株主も決議無効確認の訴えを提起しうると考えるべきである。反対、真鍋・前掲注（21）三〇九頁以下。

(37) 前述のように、振替制度採用会社において、株主が少数株主権等を行使する場合には、振替機関からの個別株主通知によってこれを行うことになるが、個別株主通知の手続を経さえすれば、株主名簿に記載のない株主も少数株主権等を行使することができる。無論、社債株式振替法が個別株主通知を少数株主権等を行使する際の對抗要件と定めているからこそ認められる例外ではあるが、事務処理の便宜が確保される状況であれば、必ずしも名義書換が権利行使の前提とならない一例であるといえるのではないか。なお、江頭・前掲注(6)一九二頁。

(38) 三木・前掲注(22)二六頁以下。

(39) 上柳ほか・前掲注(21)『新版注釈会社法(5)』〔岩原〕三三八頁。

(40) 上柳ほか・前掲注(21)『新版注釈会社法(5)』〔岩原〕三五六頁。

(41) 三木・前掲注(22)三三三頁。なおこの点に関連して、無議決権株主に株主総会決議取消訴訟の原告適格が認められるか否かについて議論がなされている。上柳ほか・前掲注(21)『新版注釈会社法(5)』〔岩原〕三二九頁以下、弥永・前掲注(21)一九二頁以下の議論を参照。

(42) 相澤哲編著『一問一答 新・会社法(改訂版)』(平成二二年、商事法務)二二七頁。

(43) 相澤・前掲注(42)二二七頁。なお、同時に「株主総会の承認決議等の合併手続に關与した」ことも原告適格の根拠としてあげられているが、この点は、合併手続完了後、効力発生時点までの株式取得者についてはあてはまらず、また、議決権を有する株主と無議決権株主、通常の組織再編手続と簡易手続・略式手続では参加の程度も異なることから、必ずしも瑕疵を攻撃する理由としては決定的なものではない。むしろ組織再編の効果を受ける地位にあることこそが、組織再編の効力を争いつる最大の理由であると解すべきである。

(44) 全部取得条項付種類株式(会社法一〇八条一項七号)が株主総会特別決議によって会社に取得された場合にも同様の事態が生じる。この場合は、会社法八三一条一項の規定(決議取消によって復帰する者については規定がない)にかかわらず、決議取消によって株主の地位に復帰する者にも原告適格が与えられると解したうえで、名義書換未了の全部取得条項付種類株主についても同様に原告適格を認める、ということになる。

- (45) ただし、たとえば吸収合併において消滅会社株主が存続会社株式を割り当てられ、合併の効力発生後に当該株式を譲渡した場合であっても、形式上は「効力発生の時点で株主であった者」との要件を満たしてしまう。しかし、このような元株主は、株式の譲渡により組織再編の瑕疵を争う利益を失うから（仮に組織再編無効判決が確定しても、判決の影響が及ぶのは譲受人である）、そもそも当事会社株主の範疇から除外すべきである。土田亮「組織再編行為の無効の訴えにおける株主の原告適格」大宮ローレヒュー五号四三頁以下。
- (46) この「会社」自体、株主名簿を作成した会社とは限らない。たとえば吸収合併において消滅会社株主が合併無効の訴えを起す場合、被告は存続会社である（会社法八三四条七号）。